

(素案)

令和元年 10月 日

高砂市長 登 幸 人 様

アスパ高砂に関する調査検討委員会
委員長 山口 隆英

アスパ高砂の継続運営に関する市の施策について（答申）

令和元年 8月 9日付高諮第8号で諮問のあったアスパ高砂の継続運営に関する市の施策について、当検討委員会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

記

1 総論

市において、高砂商業振興株を清算するための直接的な資金援助をすることについては、現在の状況下では、公益上の必要性を見出すことは難しい。

ただし、高砂商業振興株の設立経緯に鑑みると、民間企業に任せてしまうのではなく、市は施設を活用し、商業の活性化や市民サービスの向上等に取り組むべきである。

2 具体的なまとめ

(1) イオンリテール株からの提案への対応に関すること。

①高砂北部開発株の買取り価格の妥当性を決定するプロセスの検証

高砂商業振興株の設立に際しては、一公的資金が投入されていることから、公平・公正が保たれる手続き・プロセスを経る必要がある。

不動産の売買価格について、市は高砂商業振興株の株主として、株主総会において、価格の議論や価格交渉を適正に行い、適正な価格で売買するよう意見すべきである。

②高砂商業振興株会社清算時の出資金の取扱い

株式会社を清算する場合、債務などの返済を行った後、残余財産がある場

合に限り、株主（出資者）に分配されるものである。

ただし、高砂商業振興㈱設立時やアスパ高砂建設時の条件等により、テナントが出資せざるを得ない状況となり、また、市が出資することで、関係者の信頼を得て、事業を実施した経緯がある。市に対する市民の信頼の元での事業であり、清算にあたっても出資している株主の市に対する信頼を裏切ることがないよう一定の配慮を検討する必要がある。

③高砂商業振興㈱会社清算時のテナントの受入保証金の取扱い

高砂北部開発㈱との一本化の方策として、高砂商業振興㈱は、会社清算に際し、テナント受入保証金を返還する意向であるとの報告を市から受けている。

テナントは、高砂商業振興㈱と既存の契約期間が残っているところ、高砂商業振興㈱の清算に伴い、高砂商業振興㈱と契約解除を行い、改めて、イオシリテール㈱と契約することが可能と聞いている。

市は、商業者の育成や商業活性化の視点から、テナントが望むのであれば、テナントが事業を継続できるように、この方針が堅持されるよう努力する必要がある。

④長期借入金（高度化資金）の連帯保証人の取扱い

長期借入金の連帯保証人は、高砂商業振興㈱の設立当時の役員や高砂市商店連合会の役員が名前を連ねている。その後、役員に変更があつても変更されていない状況となっている。

連帯保証人は、高砂商業振興㈱の設立当初の関係者であり、現在の高砂商業振興㈱の経営には実質的に従事していない。本来であれば、高砂商業振興㈱との関係が変わった時点で、連帯保証人についても変更すべきであったと考えられる。公的融資でもあり、過去の経緯も踏まえ、連帯保証人には負担がない形で清算することが望ましい。

したがって、長期借入金（高度化資金）の返済を最優先とし、清算人において債権者らと協議する必要がある。

⑤高砂商業振興（株）会社清算時の取締役の経営責任について

アスパ高砂に関する調査検討委員会に提供された資料を見る限り、取締役としての善管注意義務・忠実義務・競業避止義務に違反する行為※1は見受けられなかつた。

ただし、今後、市は、清算人の活動に協力する中で、高砂商業振興㈱の清算事務が適正に行われるよう、注視していく必要がある。

※1 「取締役としての善管注意義務・忠実義務・競業避止義務に違反する行為」とは、①会社法等の法令、定款、株主総会の決議に違反する行為（法令や定款等に違反するような行為を行ったケース）、②違法配当（分配可能額を超えて余剰金の配当を行うケース）、③競業取引（株主総会（取締役会設置会社では取締役会）の承認を得ないで競業取引をしたケース）、④利益相反取引（取締役と会社の利益が相反する取引を行い会社に損害を与えるケース）等をいう。

⑥その他

高砂商業振興株の従業員については、職を失うことになるため、市は、高砂商業振興株に対し就業先のあっ旋等を行うよう働きかける必要がある。

(2)他の方策に関すること。

アスパ高砂に関する調査検討委員会では、市からの諮問から答申までの期間が非常に短いため、高砂商業振興株の清算一及びその資産の高砂北部開発株への売却に係る問題に絞って検討した。ただ、委員会の審議に際して、高砂北部開発株以外の売却先を見出すことは難しいとする意見があった点は付しておく。

(3)今後の対応を含む市の支援策に関すること。

市が資金援助する場合は、公益上の必要性が求められる。アスパ高砂に対する支援として、高砂商業振興株を清算するための必要経費に対する資金援助をすることについては、公益上の必要性は見出せない。

市は、市内の商業活性化等を市民から求められている。イオンリテール株がアスパ高砂を運営管理する場合であっても、市の施設の入居など、市民サービスの向上となるよう同商業施設を活用する方法を考えていく必要がある。

つまり、市民の声を参考にしながら、アスパ高砂を含む市内のショッピングセンターを活用し、商業育成や市民サービスの向上に繋がる施策を実施する必要がある。

3 アスパ高砂に関する調査検討委員会委員

委員長	山口 隆英	兵庫県立大学国際商経学部長
副委員長	岸本 悟	弁護士
委 員	山本 康善	公認会計士
委 員	荒木 慎吾	中小企業診断士
委 員	前田 弘子	消費者

4 アスパ高砂に関する調査検討委員会開催状況

第1回 令和元年8月9日（金）

- ・アスパ高砂に関する調査検討委員会条例について
- ・委員長、副委員長の選任について
- ・委員会の運営について
- ・委員会の公開について
- ・諮問について
- ・アスパ高砂の経緯経過について ほか

第2回 令和元年8月22日（木）

- ・アスパ高砂の今後の継続運営に対する市の施策について
- ・高砂商業振興株の諸課題に対する市の施策について ほか

第3回 令和元年9月30日（月）

- ・アスパ高砂の今後の継続運営に対する市の施策について
- ・高砂商業振興株の諸課題に対する市の施策について ほか

第4回 令和元年10月18日（金）

- ・アスパ高砂の継続運営に関する市の施策について（答申）素案について ほか

第5回 令和元年10月29日（火）

- ・諮問に対する答申